

国税庁のホームページから確定申告書が提出できます

申告書作成には、大変便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。マイナンバーカードをお持ちの方はICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して電子申告(e-Taxで送信)することができます。

また、岐阜南税務署で発行されるID・パスワードで送信することもできます。

※ID・パスワードの発行を希望される方は、申告されるご本人が岐阜南税務署(平日、午前8時30分～午後5時)へ運転免許証などの本人確認書類を持参し、取得してください。

国税庁のホームページで作成した申告書を印刷して郵送することもできます。

送付先 〒500-8567 岐阜市加納清水町4丁目22番地2 岐阜南税務署 宛

〈確定申告書の作成方法は動画でチェック〉
確定申告等作成コーナーの入力方法などは
動画をご覧ください!



▲動画で見る確定申告



▲確定申告作成コーナー

【電話相談センターの利用案内】

岐阜南税務署(☎271-7111)に電話し、自動音声案内より該当番号を選択してください。
(受付時間:午前8時30分～午後5時、土日祝日を除く)

【税務相談チャットボットの利用案内】

申告書の作成でお困りのときは、国税庁ホームページの「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。(24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除く)



税務職員ふたば



▲税務相談チャットボット

■税理士による無料税務相談

会場	開設期間	開設時間
【予約優先】 ※当日受付可 岐阜県石油会館2階 (岐阜市東鶯1丁目3番地の2)	2月2日(水)～28日(月)の 毎週月・水・金曜日 税理士が税務相談に応じます。 ☎名古屋税理士会岐阜南支部 ☎274-0658	13:00～16:00
【完全予約制】 笠松町商工会 (笠松町春日町15番地の1)	2月22日(火)、3月1日(火)～14日(月) ※土日祝日を除く 3月25日(金)〈消費税のみ〉	10:00～16:00 ※12:00～13:00を除く
※予約は先着順です。予約がない場合は、対応できませんのでご注意ください。 ☎笠松町商工会 ☎388-2566	次の確定申告は受け付けできません。 年金所得・譲渡所得・贈与税・相続税・前年分所得金額(専従者控除前または青色特別控除前)が400万円を超える方 ※商工会非会員の方は有料(1万円)です。	

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者
有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1
 引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006
 FAX 058-388-0765



住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278